

<支援対象者の定義>

⇒下記の「本人の状況」と「家族等の状況」が複合して、緊急時に支援が見込めない者

※ 「1 - a かつ 2 - b であること」などが要件

※ 「緊急時」 …何らかの理由で障害者が通常の介護・支援を受けられない状態

※ 「支援」 …その支援がなければ命に関わる、生活に著しい支障を来たす、反社会的な行動を起こす可能性がある等のことを指す。

1. 本人の状況

a. 障害福祉サービス等の利用が必要だが利用がない

(例) 本人または家族のサービスへの拒否が強い

サービスを利用していたが、不適合があり中断している

b. 障害福祉サービス等を利用しているが課題がある

(例) 通所がままならない

通所先等でのトラブル、利用事業所とのトラブル等がある

c. 生活面での課題がある

(例) 健康面のリスク…本来の障害以外に病気等を発症している

精神面のリスク…自傷他害、医療未受診・中断

行動面のリスク…反社会的行動を繰り返す

経済的困窮（生活保護受給者は除く。経済的搾取等）

被虐待またはその疑い

親の介護や子育てを担っており、かつ課題がある

d. 社会面での課題がある

(例) 近隣住民等とのトラブルが重篤である

つきまとい、脅迫的な行為を繰り返すまたはその被害を受けている

e. 障害の程度が重く単身になった場合、自立した生活が困難と思われる者

(例) 重度の知的障害、重症心身障害で自立生活や意思表示が困難

2. 家族等の状況

a. 単身である

b. 同居する家族の支援力が弱い

(例) 介護者が高齢であり、要介護等の状態である

障害への理解が乏しく、介護に協力的でない

介護者にも精神疾患等があり、障害者を支援することが困難である

c. 同居する家族以外に親類等で支援する者がいない

(例) 親類はいるが、関わりは拒否的である

近しい親類がいない、親類との関係性が悪い

d. 家族・親類以外の支援者の体制が未構築

(例) 支援者の介入に拒否的、障害者と共に依存

e. 経済的困窮（生活保護受給者は除く。本人の年金等をあてにしている等）